

○東海大学卒業延期制度に関する規則

(制定 2010年4月1日)

改訂	2018年4月1日	2021年4月1日
	2023年4月1日	2025年4月1日
	2026年4月1日	

(設置)

第1条 東海大学(以下「本学」という。)に、卒業の要件を満たす者が、引き続き在学を希望する場合に、卒業を延期し、在学することを認める制度(以下「卒業延期制度」という。)を設ける。

(適用)

第2条 卒業延期制度の適用となる者は、本学の第8セメスター以上に在学する学部生(医学部医学科を除く)で、第3条に規定する資格要件を満たす者、かつ第5条に規定する手続きを行った者とする。

(資格要件)

第3条 卒業延期制度の資格要件は、次の各号のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 本学学則第23条に規定する卒業の要件を満たしていること。
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が学則第31条に規定する年数を超えていないこと。
- (3) 授業料等の納付金を滞納していないこと。

(期間)

第4条 卒業延期制度により在学の延長を申請できる期間は、1学期とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた者が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、さらに申請を行い、最大1年間まで在学の延長を申請することができる。

(手続き)

第5条 卒業延期制度の適用を希望する者は、本来卒業すべき学期(卒業要件を満たした学期。既に卒業延期制度の適用を受けている者にあつては、延長後の在学期間が終了する学期。)の所定の期限までに「卒業延期願」を学長に提出しなければならない。

- 2 前項により卒業延期制度の申請があつた者については、所属学部教授会において、審議を経たのち、学長がこれを許可する。
- 3 卒業の延期を許可された者(以下「卒業延期者」という。)に対しては、卒業延期許可通知を送付する。

(卒業の時期)

第6条 卒業延期者の卒業時期は、「卒業延期願」で許可された期間が終了する学期とする。

- 2 卒業延期者が、事情変更により許可の取消しを希望する場合は、本来卒業すべき学期の所定の期限までに「卒業延期許可取消願」を提出した場合に限り、当該学期で卒業を認めるものとする。
- 3 卒業延期者が、延長期間にかかわる授業料等の納付金を所定の期日までに納入しなかった場合は、本来卒業すべき学期の終了日を卒業日とする。

(授業科目の履修及び指導)

第7条 卒業延期者は、授業科目を履修することができる。

第8条 卒業延期者に対し、指導教員を置く。

(休学・留学の取扱い)

第9条 卒業延期者の休学は、認めない。

第10条 卒業延期期間中の本学派遣留学制度に基づく留学を認める。

(納付金)

第11条 卒業延期者の授業料等納付金は、履修の有無にかかわらず、1学期当たり30万円とし別に諸会費を徴収する。

2 既納の納付金は、卒業延期許可の取消しを認められた場合以外は、いかなる理由であっても返還しない。

3 卒業延期者の学費延納は、認めない。

4 企業等から採用内定取消又はこれに準ずる状況に陥ったことが証明できる場合には、納付金は、1学期当たり5万円とし別に諸会費を徴収する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、学部長会議の議を経て、学校法人東海大学寄附行為施行細則第8条に定める手続きにより承認を受けなければならない。

(所管)

第13条 この規則に関する事務は、学長室が所管する。

付 則 (2010年10月1日)

1 この規則は、2010年10月1日から施行する。そのため2010年度秋学期卒業予定者以降を対象とする。

2 東海大学大学院学生については、この規則に準じて適用する。

付 則 (2026年4月1日)

この規程は、2026年4月1日から施行する。